

信用保証協会は、信用保証制度を悪用する行為を排除します

信用保証協会では、信用保証制度を悪用する行為を排除し、公正な保証の取扱いをするために保証申込みに際し次のとおり対応しています。

- ★暴力団等の反社会的勢力は、一切保証対象となりません。
- ★暴力団関係者等の反社会的勢力や金融あっせん屋等の第三者が介在・介入する保証申込みは、お断りします。
- ★「信用保証協会へ保証の申込みをしてやる。」とか「信用保証のあっせんをする。」などの名目で、不正に手数料等を要求する、いわゆる金融あっせん屋には、十分ご注意ください。
信用保証協会では保証料以外の手数料、あっせん料などは、一切いたっておりません。保証料は原則として融資実行時に取扱い金融機関を通じてお支払いいただいております。
- ★申込手続は必ずご自身で行ってください。
申込人以外の方（暴力団関係者等の反社会的勢力や金融あっせん屋等の第三者）の交渉及び同席はお断りします。

保証申込みをされるお客様へ

～「反社会的勢力排除条項」の導入について～

信用保証協会では、反社会的勢力との関係遮断への取組み強化の一環として保証申込みに際し、提出していただく「信用保証委託契約書」において「反社会的勢力排除条項」を導入しています。

保証委託者または保証人が暴力団等の反社会的勢力に該当しないことを表明し、将来にわたっても該当しないこと、またそれに類する行為を現在かつ将来にわたり行わないことを表明、確約していただきます。それに反していることが判明した場合には、信用保証協会の判断で法的措置を講じるなど、関係解消いたします。

このちらしに関するお尋ねは、当協会企画課までお問い合わせください。



岐阜県信用保証協会

ホームページ <http://www.cgc-gifu.or.jp>

企画課 058-276-6314